

平成25年白浜町議会第4回定例会 会議録(第5号)

1. 開 会 平成25年12月17日 白浜町議会第4回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成25年12月17日 10時01分

1. 閉 議 平成25年12月17日 14時58分

1. 閉 会 平成25年12月17日 14時58分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠
教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 田 井 郁 也
富田事務所長
兼農林水産課長 鈴 木 泰 日 置 川 事 務 所 長 前 田 信 生

総務課長	大谷	博美	税務課長	高田	義広
民生課長	三栖	健次	生活環境課長	坂本	規生
観光課長	正木	雅就	建設課長	笠中	康弘
上下水道課長	山本	高生	地籍調査課長	堀本	栄一
農林水産課長	鈴木	泰	消防長	大谷	実
教育委員会					
教育次長	青山	茂樹	総務課副課長	泉	芳明

1. 議事日程

- 日程第1 議案第109号 平成25年度白浜町国民健康保険事業特別会計補正予算
(第2号) 議定について
- 日程第2 議案第110号 平成25年度白浜町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
議定について
- 日程第3 報告第12号 第45期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について
- 日程第4 議案第86号 平成24年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第5 議案第87号 平成24年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 日程第6 議案第88号 平成24年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決
算認定について (委員会審査報告)
- 日程第7 議案第89号 平成24年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について (委員会審査報告)
- 日程第8 議案第90号 平成24年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 日程第9 議案第91号 平成24年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定
について (委員会審査報告)
- 日程第10 議案第92号 平成24年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入
歳出決算認定について (委員会審査報告)
- 日程第11 議案第93号 平成24年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について (委員会審査報告)
- 日程第12 議案第94号 平成24年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出
決算認定について (委員会審査報告)
- 日程第13 議案第95号 平成24年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について (委員会審査報告)
- 日程第14 議案第96号 平成24年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第15 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発委第14号 白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の制定について

追加日程第23	議案第111号	工事請負契約の一部変更について
追加日程第24	議案第112号	工事請負契約の一部変更について
追加日程第25	議案第113号	富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第26	議案第114号	富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第27	議案第115号	富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第28	議案第116号	富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第29	議案第117号	白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
追加日程第30	諮問第1号	人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて
日程第17	平成25年請願第1号	新聞への軽減税率適用についての請願書 (委員会審査報告)
日程第18	意見書案第5号	新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について
日程第19	意見書案第6号	特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の提出について
日程第20	発議第5号	議員派遣について
日程第21	発委第15号	閉会中の継続調査申出書(議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)
日程第22	発委第16号	閉会中の継続審査申出書(建設農林常任委員会)

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第30

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成25年第4回定例会5日目を開催します。

私ごとになりますが、11日、12日、13日と3日間体調を崩し、本会議を欠席いたしました。議員の皆様はじめ関係者の皆様に多大のご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。おかげさまで体調も良くなっております。今後とも健康管理になお一層気をつけてまいりたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

それでは、日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外(事務局長)

ただいまの出席議員は14名であります。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

ら創設した事業でございます。昨年の利用件数につきましては、26件でございました。今年度につきましては、新たに江津良地区、湯崎地区の一部が供用開始ということで、当初予算で35件、480万円を計上していましたが、申請件数が接続工事済み件数を含め現在40件の利用がございます。今後接続予定件数が江津良地区で26件、その他の地区で3件の見込みとなることから、700万円の増額をするものです。なお、新築につきましては、対象外となりますが、今年度の新築接続件数は現在のところ6件となっています。今後予定件数が9件ございますので、新築接続件数は合計で15件となる見込みでございます。新築もトータルしますと、補助対象接続件数が69件、補助対象外新築件数が15件ですので、84件の新規接続となる見込みでございます。この制度を利用させていただきたく、職員が定期的に啓発を行っていきまして、現在の見込みよりもふえる可能性があります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

担当課の職員の努力に対して、まずもって感謝申し上げたいと思いますし、これが一般会計にも跳ね返ってくるという認識をもっておりますので、なお一層の今後努力をしていただきたいと思います。

さらには、これによってつなぎ込み率がどれくらいになるのか、その点について確認したいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

接続率につきましては、24年度末で69.1%でございましたけれども、今まだ率としては出していないのですが、若干の上昇率と考えております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

この84件が入ったとしたらどのくらいになるかということを知っているんですが、今の数字くらいになるんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

84件がつなぎ込みになるので、当然上がるようにも思うんですけども、区域内件数がふえます。分母数がふえますので、84件丸々率として上がるわけではございません。それで69.1%若干上がる程度でございます。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

今の話でよくわかったけど、分母がふえたらそうなるんだろうと思うけど、せめて70%は超えたいなという気はあって、ちょっと安堵感あったんですけども、あまり数字に変わらんということですけども、なお一層の努力をしていただきたいと思います。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

今84件云々のなかで、私の認識違いだったら申し訳ないんですけども、今白浜町において、新築関係では100%しほりがあると思うんです。今この供用している地域に新規につながるの働きをされていると思うんですけども、この84件云々のなかには新築物件がどのくらいの割合であるのか。84件まるごと旧供用地域のなかでするのか、そこらの割合というか。アバウトでもいいんですけども、700万円の補助金の計上で既存の供用地域のなかでするのか、新築でやるのか、そこらのところわかっている範囲で説明をお願いします。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

84件は新築込でございまして、そのうち新築見込みも入れまして15件でございまして。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

それであれば、70件くらいが既存の供用地域のなかで新たに引き込んでくれるというような概念でよろしいですか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

そのとおり69件のつなぎ込み件数です。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

歳出のなかで先だつての説明では6ページですけども、管渠の築造工事費1,000万円ほどが減額されていると。国の補助減額によることからこうなつたということですけども、計画していた場所についてはどうだつたのかということと、その計画しているのは26年度にどのように考えているのかということについて。なぜ対象から外れたのかということについて、お尋ねしたい。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

今回の1,000万円の減額ですけども、管渠築造工事です。これは国の補助事業費の確定によりまして減額ということとございましてけれども、これにつきましては、主に今年度から入っております美ノ浦地区の工事。今年度から4年の計画で美ノ浦地区の一部になるんですけども、計画を行つてございまして、当然今年できなかった分は来年になるということとございまして。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

と言うことは、1年ずれたから計画は4年やから1年ずれてくるという解釈でよろしいわけですか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

1, 000万円の減額でございますので、丸々1年延びるというわけではございません。今のところ4年の計画でございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第110号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第110号は原案のとおり可決されました。

（3）日程第3 報告第12号 第45期南白浜温泉株式会社経営状況の提出について

○議 長

日程第3 報告第12号 第45期南白浜温泉株式会社経営状況の提出についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

16番 正木司良君

○16 番

温泉の配管の湯の花を除去いたしまして、温泉の温度を改善することができたと。そして、保養所閉鎖などで4.5%の減収だったけども、当期の純利益は53万9,000円。これは前年の156万円のマイナスと比較しまして、当局の健全経営への取組みを評価いたしたいと思います。

しかしながら、46期に対しましてもこちらではきわめて厳しい状況が続くものと予想されておりますが、さらに温泉給湯機材や配管の老朽部分の改修などしなければならない事業があるわけです。46期のそうした厳しい情勢のなかでの見通しは一体どうなのか。44期のように欠損が予想されるのかどうかの見通しについて教えていただきたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

会社の運営の来期の見通しについてお尋ねをいただきました。

議員ご指摘のように、この南白浜温泉株式会社の源泉の温度が50度台と元々あまり高くないという絶対的な短所がございますが、こうした湯の流れを良くするという努力はもちろんです。そうしたことを続けまして、できるだけ効率よく温泉を供給したいということは、申し上げたとおりでございます。しかしながら、言われましたように、やはり新規契約の見通しとか、そうした面を見ますと、かなり厳しい面がございます。今期に引き続きまして経費削減には全力をあげて努めますけれども、見通しはあまり明るくないということも一方ではあります。やはりそうしたことで、あまり多額の増収、増益が見込めないということは言えますけれども、会社といたしましては全力で経費削減に努めまして、収益を上げられるように努めてまいりたいと考えております。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

45期の売上がだんだんと42期に比べて下がっている傾向であって、総資産も減少しております。そのなかにおいて、人件費の経費については約73%を占めております。この部分について何らかの措置を講じないと、売上減少及び全体にかかわってくるような兆しがあると思っておりますが、その点どのようにお考えなのかご答弁をお願いします。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

人件費のことを絡めてご質問いただきました。

確かにご指摘のように、人件費の占める比率が高くございます。ただ、職員2名とも技術職員でございまして、なかなか外すわけにいかないということがございます。そうした人件費はできるだけ抑えていきまして、そうした努力は全力で続けていきたいとは短期的に考えております。長期的にはやはり今ご指摘いただきましたように、将来の厳しさとかを長期的にとらえまして、今後役員会や取締役会で協議して方針を決めていきたいと考えております。

○議 長

5番 笠原君

○5 番

そうしますと、実質的に技術的な職員については必要ということはあるけれども、売上が減少しておりますので、そこら辺もう一方の努力。そして、再度経費の見直し等についてしなければ、このままでいきますと、また46期等についてマイナスになってくる可能性がございますので、十分役員会でその点の売り上げと人件費の抑える部分について、もう一度精査をしていただきたいなということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

2点ほどお伺ひします。

資料7ページ、一般管理費の計算内訳のなかで、この後段に退職共済掛金。引当金を充当

せんと保険で賄うという認識でおるんですけども、それでいいのか。

それと、従業員賞与140万円計上になっているんですけども、職員は2人でしょう。2人で140万円割る2として70万円。積算根拠はどこから。70万円たくさんもらっているよと思われるなかで、140万円を計上している根拠は。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

職員の人員につきましては、先ほど申しあげましたように2名で間違いございません。

賞与の根拠並びに共済費の計算内訳につきましては、調べさせていただきまして、報告をさせていただきたいと思います。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

この温泉会社は俗にいう3セクというような位置づけだと思うんです。そのなかで、2名で140万円が適正なのか。安いなという人もいればもらい過ぎという人も。そこら含めて、町長が代表と思いますが、再度役員会も含めて、笠原議員が言われたように職員の給与も含めて検討願えればと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

従業員給与につきまして、あるいは従業員2名の賞与につきましては、最終的には査定をしまして、2名で140万円の賞与についても、これは高いか安いかの議論はあるんですけども、過去において決して上げてもございません。水本前町長のときから据え置きをしております。今回の54万円ほどの計上を前の純利益が出ていますけれども、この部分についても実績が少し上がってきておるんですけども、据え置きにしております。1人70万円かける2ということなんですけども、そのうちの70万円の半分が若干差はつけておりますけれども、2名のなかでなんとか我慢していただいているというか、辛抱していただいているというのが現状でございまして、決して高くはないと思います。

ただ、もう少し業績を上げるために先ほどから言うておりますように、配管、特に40年前の老朽化した配管がほとんどでございまして、そのメンテナンスは徹底してやるということと、湯の花、いわゆるスケールというのをかなり除去しないといけない部分がございますので、このあたりを引き続き2名の職員に指示をしてお願いをしているところでございます。何とか経営的にも安定して来年の予算計画書も出ておりますので、このなかでもかなり厳しく見ておりますので、来年度、特に26年度におきましては、かなり強めの、思い切った予算になっておまして、おそらく26年度以降も安定した、営業でいえば新しいところも出てきております。そういった新しい取引先も可能と聞いておりますので、できるだけ現状を維持しながら、プラスできるように頑張りたいと思います。

○議 長

10番 玉置君

○10 番

給料が高いか安い、収益が相当落ちていきますので、この辺は一度考えるべきかと思えます。

それと、技術職であるから、スケールを取る等の作業はよくわかるんですが、今後は40年たったインフラの送管の交換とかそういったものに対して非常に予算がかさんでくると思うんです。これは技術職だからそれができるというものではないですから外注にせなあかん。そのなかで、資金、手当を今後どのように考えていったらいいのかと。

ここの積立金、保証金と言うんですか、これが5,000万円ほど預かり金としてあるが、これは返す時に70%返すと。だから30%はこちらにいただけるというなかで、30%であれば、1,500万円。それが設備の老朽化に対して使えるものなのか。それとも、増資を図ってでも資金調達をしなければいけないのか。その辺今後のあり方について説明をしていただきたいと思えます。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

保証金の使途のお尋ねかと思えます。会社としましては増資を図らずに現状のなかで運営を図らせていただいております。当面は現状で経営をしていく方針でございます。

○議 長

10番 玉置君

○10 番

今はそれでいいんですけども、配管を変えるとか40年たっているから老朽化とかおっしゃっていたでしょう。それについて資金が要る場合にそういうお金が使えるかどうかを聞きたいんです。長期預り金です。これをゆくゆく30%もらえるのであれば、それが使えるのかどうか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

使わせていただくことはできると考えております。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

損益計算書の6ページ、未給湯料収入で95万4,724円あったんですけども、これに対する前期の充当金だと思うんですけども、これが潜在的に不能欠損的な要素がないのか。ここは段々の話がありましたように、経費をいかに落とすか、いかに収入を生むかということになってくると思うんですけども、景気の動向もありますが、ここら未収金の扱いについてどのように取り組まれているのかお伺いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

未給湯料の部分につきましては、未収になっている部分は1件ございますけれども、そこにつきましても毎月いくらかの金額を入金いただいております。それを回収しているところ

ろでございますので、特に今給湯料の収入についてはここには計上しておりますけれども、今後改善に向かっていくのではないかと考えてございます。

○議 長
2番 楠本君

○2 番
今の町長の答弁の95万4,724円は1件だけではないでしょう。ここらはきちんと担当課長答弁してくださいよ。あとからでも結構ですよ。

○議 長
休憩します。

(休憩 10時27分 再開 10時28分)

○議 長
再開します。
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。
報告第12号は以上で終わります。

-
- (4) 日程第4 議案第86号 平成24年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第5 議案第87号 平成24年度白浜町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第6 議案第88号 平成24年度白浜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第7 議案第89号 平成24年度白浜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第8 議案第90号 平成24年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第9 議案第91号 平成24年度白浜町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第10 議案第92号 平成24年度白浜町健康交流拠点施設事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第11 議案第93号 平成24年度白浜町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第12 議案第94号 平成24年度白浜町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第13 議案第95号 平成24年度白浜町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(委員会審査報告)
- 日程第14 議案第96号 平成24年度白浜町水道事業特別会計決算認定について
(委員会審査報告)

○議 長

日程第4 議案第86号から日程第14 議案第96号までの11件を一括議題とします。
事務局長から案件の朗読をさせます。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

委員会審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に関する委員長報告を求めます。

3番 丸本決算審査特別委員長（登壇）

○3 番

それでは、平成24年度決算審査特別委員会の委員長報告を行います。

平成24年度各会計の決算審査につきましては、平成25年9月4日開会の第3回白浜町議会定例会において本委員会に付託されましたので、10月7日から10月11日までの間、4日にわたってすべての部局を対象に委員会を開催し、審査を実施しました。

結果につきましては、平成24年度白浜町一般会計歳入決算認定及び各特別会計決算認定は、報告書に記載のとおりすべて意見を付け認定すべきものと決定しました。

執行部におかれては、当委員会が出された意見を真摯に受け止め、次年度予算の編成、執行に活かされるよう、また、今後とも町民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう、施策・事業の計画的推進、重点化及び効果的な財源配分に努めていただきたいと思いますところであります。

簡単でございますが、委員会審査報告とさせていただきます。

皆様方のご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

委員長報告が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

決算認定についての委員長報告は意見を付け認定すべきものとなっています。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、平成24年度一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算認定に関する11件については意見を付け認定することに決定いたしました。

(5) 日程第15 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 発委第13号 白浜町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第13号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

7番 岡谷君(登壇)

○7 番

白浜町議会委員会条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議員定数が14人と決定したことにより、議会機能を総合的に勘案した結果、常任委員会の設置数、名称、委員定数、所管事項について、今回改正を行うものであります。

常任委員会の名称につきましては、総務文教厚生常任委員会、観光建設農林常任委員会の2常任委員会にするものであります。

委員定数につきましては、一常任委員会7人とするものであります。

また、議会運営委員会の委員定数につきましては、現行定数7人から6人とし、資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会が設置された場合については、現行定数7人から6人と定めるものであります。

なお、改正条例の施行期日は平成26年3月26日からといたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

採決します。お諮りします。

発委第13号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第13号は原案のとおり可決することに決定しました。

(6) 日程第16 発委第14号 白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

○議 長

日程第16 発委第14号 白浜町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の制定についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

発委第14号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

12番 三倉君(登壇)

○12 番

提案理由の説明を申し上げます。

議員定数等検討特別委員会では、議員定数を2名削減することを決定した後、議員の会議への出席にかかる費用弁償のあり方について審議をまいりました。

県内の町村議会議員の費用弁償の現状などを考慮に入れながら検討審議した結果、議員が本会議、委員会、全員協議会に出席した場合、議員の居住地から会議の場所までの距離が往復4キロメートル以上の議員に対し、最短の経路で1キロメートルあたり30円を支給することを決定しました。

また、期末手当の支給につきましては、選挙日等の関係で在職期間が1年未満である場合の規定を細分化いたしました。

正副議長の報酬につきましては、任期等の関係で月の内1日でも正副議長職にとどまっていれば、正副議長の報酬として1カ月分を支給していましたが、今回の改正で在職期間の日割り計算とすることにいたしました。

なお、改正条例の施行期日は平成26年4月1日からといたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。

採決します。お諮りします。

発委第14号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、発委第14号は原案のとおり可決することに決定しました。

休憩します。

(休憩 10 時 38 分 再開 12 時 58 分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外 (事務局長)

議会運営委員会でご協議をいただきましたことをご報告して、ご了承をお願いします。

この後当局より追加議案第111号から第117号及び諮問第1号の8件の提出があります。8件については日程に追加して、直ちに審議をお願いすることになりました。

定例会閉会後に全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

○議 長

諸報告が終わりました。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

ただいま当局より追加議案第111号から第117号及び諮問第1号が提出されました。

これらを日程に追加して追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、追加議案第111号から第117号及び諮問第1号は日程に追加して、直ちに議題にすることといたします。

(7) 追加日程第23 議案第111号 工事請負契約の一部変更について
追加日程第24 議案第112号 工事請負契約の一部変更について

○議 長

追加日程第23 議案第111号 工事請負契約の一部変更について、追加日程24 議

案第112号 工事請負契約の一部変更についての2件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番外（町長）

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第111号 工事請負契約の一部変更については、工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、提案するものでございます。

議案第112号 工事請負契約の一部変更については、工事量の変更により、契約金額の増額をしたいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 大谷君（登壇）

○番外（総務課長）

議案第111号 工事請負契約の一部変更について、議案書（P.41～44）に基づき、説明した。

議案第112号 工事請負契約の一部変更について、議案書（P.45～48）に基づき、説明した。

○議長

提案理由の説明が終わりました。

直ちに審議に入ります。

追加日程第23 議案第111号 工事請負契約の一部変更について、質疑を行います。

16番 正木司良君

○16番

防風柵の設置、ブロック塀や倉庫の劣化、転落防止柵の整備、これらの事業は私も必要であると。まして国体を前にただいま当局がおっしゃられましたように、どうしても必要なんだという見解については私も理解もっています。しかし、このような基本的なこと、転落防止や劣化ということは、当初から想定でなかったのかどうか。専門的な見地からそのあたりの課題を私としては見過ごしてきたのではないかと。無視という言葉は適切かどうかわかりませんが、そうした姿勢が設計も含めて専門家からあったのではと思うんですけども、その辺りについてどう思われますか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

コートですけども、現状のまま活用できる部分はできるだけ活用することと計画を進めておりました。当初設計にあたり、コスト削減を視野に入れて最低限での改修計画を考え工事の実施を行ってまいったところでございます。しかしながら、先ほど総務課長からありましたように、コート面の完成状況と既設外壁の塗装やブロックの老朽化が目立ってきました

た。改修工事というのは一部の改修により図面上での改修が立てられない箇所もたくさん出てくるため、変更が多いと感じるところでございます。しかしながら、計画が甘かったと言われればそのとおりだと反省するところでございます。国体会場として全国的に誇れるテニスコートの整備が今後の日置川地域の活性化につながる利用客の増加対策にも今後取り組んでいかなければなりません。今回の追加工事で全国に誇れるテニスコートが完成するものと考えておりますので、どうかご理解よろしくをお願いいたします。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

要るものは当然投資していかんなん。これは誰も反対するものでございませぬけども、先般私一般質問で予算の組み方について、当初予算は本来こうあるべきという質問で入っていたと思うんです。今建設課長からも反省の弁が若干聞かれましたけれども、これも今正木司良議員が言われたように、積算根拠、当初からきちんとすべきものと私は思うんです。そこに追加、追加というのは、私は特に浅学なので、プロフェッショナルに言われたら、そうかなと、せざるを得んというのが思いなんです。私は積算できませんけども、やはりいったん契約したらそれを遂行するのが、フッシャーマンズワープにも共通するところなんです。追加、追加できているのが現状です。

今回、日置のテニスコートは国体に向けて整備せんなん大事なものです。そのなかで、約5,000万円要るというテニスコートの風除けとブロックの劣化云々のなかで、大枠のなかで防風対策のフェンス、先ほどの懇談会のなかで総務課長が4メートルと言ったけど、図面では3メートルになっているんです。そのフェンスの部分5,000万円のなかで風除けでどのくらい要るのか。転落防止でどれくらい。大ざっぱでいいのでわかる範囲で言っていただけければありがたいのですが、いかがですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

大まかになると思います。既設コートの防風柵の設置につきましては、長さ68メートルで約2,000万円。ブロックの塗装追加、スタンド部分の下地調整、面積もふえたことにより、610万円。倉庫、既設中央部の改修につきましては、手すり、なかに土間コン打っていますので、すべて改修を含めまして、500万円。建築施設組み立て、周囲の上の転落防止になると思うんですが、これが420万円。あと、コンクリート系の舗装の山側の追加、また山とのインターロッキングの間に空地ができましたので、それも全体的にコンクリートをしたということ、舗装面積の増を全体的に図りまして、約370万円。あと、前の人工芝の処理費もございました。これはかなり高いものなんですけども、すさみのほうで使っていただけということ、ある程度持っていただけということ、処理費が要らなかつたんですけども、向こうの目的の数量と実際の精算数量が違って、うちの処分費がふえてきたということ、処分費が360万円ふえてきました。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

詳細な部分いただきましたけれども、やはりこれは元請が日置川建設さん。契約方法は指名競争入札という表記になっていますけれども、ここは当然1期工事を日置川建設さんがされていると思うので、これは私のなかではこの部分、追加工事は入札の方法をとっていますけれども、現実としたら随契に近いのかなと私は思うんです。だから、そこらも含めて、オープンに議論したらいいと思うんですけども、何か知らんけども、以前の1期工事から日置川建設においてのこの工事案件、最初の議案のときでも追加でこれだけ要るんやという記憶しているんです。

やはり契約のあり方というのか、積算これでやってよというのを町長、真摯に担当課を含めてですけども、今後教訓としてやっていただかないと、打ち出の小づちではないのですから、そこらも含めて再度町長の気持ちあれば答弁願いたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今ご指摘いただきましたように、特に予算の組み方、あるいは積算根拠といったことは、普段から各担当課でもきちんと精査をした上で提出するということは当然のことですけども、こういった追加の部分で言えば、フッシャーマンズワープにしましても、白浜町テニスコートの整備についても、その辺の話し合いとかいろんな調整がスムーズにいつてなかったのかなという反省をしております。そのなかで今後はこれをひとつの教訓にして、これを皆様のご理解を得た上で、今後はこういったことがないように、できるだけ速やかに、もっと早く出して、皆さんに報告をして説明責任を果たしていかないと、なかなか町民の理解も含めて得られないのではないかなと非常に危機感をもっておりますので、今後は建設課のみならず各担当にもきちんと精査をするようにしまして、提出をしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

15番 辻君

○15 番

町にとっても大変重要な案件でございます。先だってテニスコートの視察を行かせていただいたときに、先ほども言わせていただきましたけれども、北西の風が吹いているなかでできるのかなという思いで視察をさせていただきました。

この案件について反対するのではないんです。賛成するなかで、しっかりとこれまでの重要な部分、十分な説明責任のなかで出し方について。先ほどから予算の組み方についても言われていましたけれども、前もってきちんと出していただかないと恥ずかしい思いです。議会としてもしっかりと理解できるように取り組んでいただきたい。町長も3月の完成に向けて、また4月に受け入れをされるんですね。また、6月にはプレ国体が始まろうとしています。そのなかで、緊急性、必要性がこれから問われてくるんですけども、これまでの出し方についてしっかりと考えていただきたいなど。再度町長の答弁を願いたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

国体に向けて受け入れも決まっていますし、日程的に非常にタイトななか、厳しい状況の

なかで、皆様に今回の変更をお願いするというのは、非常に心苦しい面があるんですけども、しっかりと議論をしたなかで今後国体に向けてもそうですけども、国体後のことも我々は当然取り組んでまいらなければなりませんので、このあたりも視野に入れた上での今回最終判断になったということでご理解をいただきたいと思いますので、今後皆様方への報告、そしてまた町民の皆様に理解、納得がいただけるような取組みを進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

皆さんからご意見が出たんですけども、やはりこのテニスコート整備におきまして、2015年選手団、家族等をお迎えしていく場所でございます。建設課長からも今回の分について契約が数日前であった。議会に提出する日程的な部分から見たら厳しいかと思えますけれども、やはり4日初日で今日は17日最終日。この最終日にこのような五千数百万円という大きな分が出てくるのは、やはり町民に対する説明責任としても厳しい部分があると思えます。

湯崎の漁港整備にしましても、当局の計画した分からどんどん広がってきている。予算化が膨大していることにおいても、当局、担当課においては、きちんと正確に網羅しておくことが大事だと思います。

私が一番感じますことは、協議会のなかで、当初から立案されておったんです。そこから見ますと、契約のスタート時点から最低事業でしたいというのはわかります。しかし、最終にこのような5,000万円もする膨大な投資となってきますと、その当初の計画がなんだったのかと思えます。そういう部分で最低は最低でわかります。しかし、最終に大きく膨らむというのは到底考えられないことでございますので、やはり計画スタート時からいろんな形で皆さんのご意見が出ているんですから、それを踏まえてきちんと精査をしながら今後進めていただきたいと思いますが、その辺のお考えをお尋ねします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今ご指摘いただきましたように、契約の時のいろいろな課題ももちろんございました。契約をするなかで、一定の話し合いが行われたはずなんですけども、その辺りは見通しが甘かったのではないかと反省をしております。契約もそうですけども、追加ということになりますと、余程のそれなりの理由、根拠がなかったらおそらく皆様にもご理解をいただけないと思いますので、当初の計画がどうだったのか、また当初の計画からやはり綿密に議論を重ねた上でしっかりと皆様に計画をお示しして、そしてまた説明すべきだと思っておりますので、これからひとつの反省材料としまして来年以降、特に次の議会以降、皆様にはそういったご心配やご迷惑をおかけしないようにできるだけ対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

このテニスコートの事業につきましては、私は全国に先駆けて、ここのテニスコートが全国で1番である。あるいは世界にも発信できるんだというふうな内外に広くこれをPRして、発信をして、全国、内外からお客様をもっともっと呼んできたいなと思っておりますので、

まずは国体リハーサル大会に向けてのスタートになりますけれども、皆様方のご支援とかご助言をお願い申し上げます。

○議 長

15番 辻君

○15 番

今後の議会、2月議会になると入札も遅れてくると思いますので、今回12月議会で皆様のご理解を得てしっかりと取り組んでいただければと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

工期としまして、現段階では約一月早く進んでおります。そのなかで4月から予約をとっております。3月には白浜町の大会、オープニングも実施したいと考えているなかで、追加の材料発注にしてもだいたいフェンスでも一月くらいかかりますので、なんとかこの12月議会でご承認いただきまして、正月前にすぐに発注をかけ、必ず3月までに完成さすという目途が立ってきておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

もう皆さんからご意見出たんですけども1点だけ。仕事の進め方です。建設課だけの問題ではないんです。日置川事務所、国体準備室、ここの仕事の連携がうまくいっているのか。何回会議をしたのか。こういうようなことは段々の意見出ていたけども、我々は高速のときに見に行きました。また、そして舗装の関係もあるけども、舗装するには浄化槽もあるし、ここはあかんねという話もあって、次に追加、追加でならんような完全なものにしてもらわんと、我々議会も観光協会もいいものつくらなあかんとなったら反対はしにくいんです。

だけど、こういうだらだらしたことは、各課横断的な考えで。今後、重要な案件については課長会をやって、きちんとした提案をしてもらわんと。

総務課長、こういう提案について今回はイレギュラーなことやで。十分反省してもらわなあかん。こういうことを含めて各課連携をした対応をしてほしいと思います。答弁は要りません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第111号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第111号は原案のとおり可決されました。

追加日程第24 議案第112号 工事請負契約の一部変更について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第112号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第112号は原案のとおり可決されました。

議長を交替します。

(議長 退場)

(副議長 議長席へ)

○副 議 長

議長を交替しました。

-
- (8) 追加日程第25 議案第113号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第26 議案第114号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第27 議案第115号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
追加日程第28 議案第116号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

追加日程第25 議案第113号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、追加日程第26 議案第114号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、追加日程第27 議案第115号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、追加日程第28 議案第116号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、以上4件についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

議案第113号 富田共有財産組合委員会委員の選任についてから議案第116号 富田共有財産組合委員会委員の選任について、議案書に基づき、説明した。

南氏、柏木氏、栗山氏、脇本氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

○副 議 長

提案理由の説明が終わりました。

議案第113号から議案第116号の4件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結致します。

議案第113号について、討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第113号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第113号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第114号について、討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第114号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第114号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第115号について、討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第115号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第115号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第116号について、討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第116号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第116号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交替します。

(副議長 降壇)

(議長 入場)

(議長 議長席へ)

○議 長

議長を交替しました。

(9) 追加日程第29 議案第117号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

○議 長

追加日程第29 議案第117号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

議案第117号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、職員の昇給の基準を改正したいので提案するものでございます。

詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 総務課長 大谷君 (登壇)

○番 外 (総務課長)

議案第117号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、議案書(P.57～60)に基づき、説明した。

○議 長

提案理由の説明が終わりました。

直ちに審議に入ります。

追加日程第29 議案第117号 白浜町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

6番 正木秀男君

○6 番

気の毒なようで世間から見れば公務員というのは温室のように言われている部分がありま

す。確かに気の毒な部分でございますけれども、55歳、まだ若い最中で昇給停止は気の毒やなど受け取っておりますけれども、これによって白浜町は年間どのくらいの財源が浮くのか。どのくらい出金を止められるのか。わかる範囲で答えていただきたいと思います。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

今手元に資料がございませんので、調べて回答をさせていただきます。

○議 長

8番 廣畑君

○8 番

参考資料60ページの改正後ですけれども、特に勤務成績が良好である場合に限り2号給とあります。勤務成績が良好であるということについてどういう概念、規定があるのかお伺いします。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

これは国の基準に合わせてということになっておるんですけれども、基本的に原則ありません。0号給、結局昇給停止ということになるわけなんですけれども、その印の部分につきましては、今後国、県の動向に従う部分もありますけれども、現時点で例えばどのような場合があるかということとは定められておりませんので、その点ご理解をお願いいたします。

それから、先ほどご質問いただきました1年間でいくらくらいということでございますが、大きな数字で50万円ということになります。

○議 長

8番 廣畑君

○8 番

ということは、昇給カットということですね。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

総務課長の答弁で、判定で若干アバウトに聞こえたんですけれども、誰が判定するんな。町長の一存でいくのか。この職員はこうだ、上げてやってよというのか。それとも、給与体系の審議会があるのかないのか。誰か査定して誰が決めるのか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

上げないというのが原則です。事例というのが今のところ定められてございませんので、今後は先ほどと繰り返しますけれども、この扱いについて国や県から指導等がございましたらそれに従って進めます。今のところはそういった案件事例というものについて、どのように措置するというのにはございません。申し訳ございませんが、そういうことです。

○議 長

6番 正木秀男君

○6 番

しつこいようですが、印で特に勤務成績が良好である場合に限り2号給という表記でしょう。口ではないと言いながら、ここにあるというから言いやるんや。だれが判定するんなど言うているんです。この職員は優秀でありますよ、停止でなくて上げてやってよと。総務課長、そこを言いやるんや。なかったら書く必要もないし。後でもいいよ。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町長)

これにつきまして、今年度もやっているんですけども、管理職、特に課長職については本来副町長がいろんな面談とか勤務評定をしまして私のほうにきまして、そして最終的に決済するわけですけども、今は副町長が不在ですけども、最終的には私が総務課長と一緒に上がってきたものについては最終的に私が判断して、決断して決済するということになっています。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

要は昇給停止ということになるんでしょうけど、号給はそうであれ、結局55歳過ぎてから副課長が課長になった場合、年功序列の号給というか、その列が違うように解釈しているんですが、その辺はそういうことはないんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外(総務課長)

給と号が違いますのでそれはあります。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

だから、要は係長クラスの給与体系ありますね。副課長は副課長であるでしょう。課長は課長であって、ここは部長制敷いてないけど、あるわけでしょう。それは55歳過ぎて副課長が課長になったときには支給されるどころの列が違うことになるわけでしょう。給が一緒でも1円も上がらんような感覚にとるんですけども、号は一緒でも給になったら違ってくるから金額というのは上がるということになるんじゃないのか。その辺は。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外(総務課長)

6級制というなかで号給が上がっていくと。5給から6給とか、4給から5給とか上がっていったときには号給として上がっていくということになります。しかしながら、55歳超える場合はその給のなかで2号給上がるんですけども、来年の1月1日から上がらないということです。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

号給は上がらんけども、号のほうは上がらんかって、横の列についたら、例えば13号とします。そしたら13号のままで、副課長から課長になった場合には給料は上がらないのかと言っているんです。私の記憶では上がるように思うんです。これからしたら、結局昇給停止ということは給料変わらんと解釈するんやけども、そういうことではないのかと聞いているんです。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

その通りです。給が変われば当然上がってまいります。

○議 長

12番 三倉君

○12 番

だから、この解釈したら0号給で結局号給については変わらないけども、支給される金額については副課長が課長になった場合には少しの金額がアップされるということになるのかということをもう一度確認したい。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

その通りです。しかし、そこの給から変わって上がっても、55歳以上になれば上がらないということになります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

わかりにくい部分あるんやけども、要は55歳で頭打ちがあるということやな。

それと、これは別の質問になるんですけども、人勧、人勧といっても実施するかせんかは各市町村によって違うと思うんやけども、やはりひな壇に座っている課長らも激務だと思えます。こういう部分では今の話ではないけども、副課長から課長だったら管理職手当が若干上がるんだらうと思えますけども、やはり管理職手当だけではかなりしんどいだらうなと思えますし、こういう部分についてなんでも人勧ということは白浜町としていいのかということもあるんです。先の議案のなかで我々も日当を廃止しましたけども、やはり、これは厳しい部分は厳しいと思うんやけども、仕事に応じた報酬が私は原則だと思うので、白浜町はかなり激務だと思うので、町長ここらは十分考えておいていただきたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

人事院勧告で我々も内容につきましては確認した上で、特に右にならえでなくて、それぞれの自治体でやはり必要な部分というのはもっともっと考えていかないと、今の時代は公務員ばかりがバッシングを受けて非常に悪い方向に行っているんですけども、私は決してそう

でないと思っていますので、きちんとした対応、給与面での反映というのは今後人事院勧告の内容を受けた上で、きちんと説明ができるように我々としましても町のなかでそういう議論をしながら考えていきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第117号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第117号は原案のとおり可決されました。

(10) 追加日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

○議 長

追加日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君(登壇)

○番 外(町 長)

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案書に基づき、説明した。

堅田氏を推薦いたしますので、どうぞよろしく願います。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

諮問第1号は適任と認めることについて異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。

(11) 日程第17 平成25年請願第1号 新聞への軽減税率適用についての請願書

(委員会審査報告)

○議 長

日程第17 平成25年請願第1号 新聞への軽減税率適用についての請願書についてを議題とします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

請願審査報告書を朗読した。

○議 長

本案に対する委員長報告を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略とのことですので省略します。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

平成25年請願第1号 新聞への軽減税率適用についての請願書を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数です。

従って、平成25年請願第1号 新聞への軽減税率用についての請願書は採択することに決定しました。

(12) 日程第18 意見書案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について

○議 長

日程第18 意見書案第5号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第5号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

(省略の声あり)

○議 長

省略いたします。

本案に対する質疑を行います。

3番 丸本君

○3 番

何点が質問させていただきます。

意見書の上から3行目に「民主主義社会を支える公共財として一定の要件を備えた」と。まず、一定の要件とはどういう要件であるのかご説明をお願いしたい。

そして、岡谷議員の提出になっておりますけれども、岡谷議員は9月議会において来年4月からの消費税増税の実施中止を求める意見書を廣畑議員が提出されたと思うんですけども、それに反対討論されています。その理由のひとつとして、「財源が安定してこそ社会保障政策の維持強化を図ることができると考えている」と、このように発言しております。そのなかで新聞軽減税率を適用して財源の安定を図ることができるのか。矛盾しているのではないかと。この点についていかがでしょうか。

○議 長

7番 岡谷君(登壇)

○7 番

お答えいたします。

まず、1点は、民主主義社会を支える公共財として一定の要件を備えた新聞。これは民主主義といっても大変広いですけども、その新聞の論説、論調、各新聞の発信する哲学的なものはいろいろ違います。その上に立って、新聞社の考え方において違っても、主権在民として人間としてのあり方をとらえた考え方が民主主義の根幹をなすと私は考えます。いろんな新聞情報が出されますが、とらえ方は千差万別でございますが、その論調は論調として、その新聞社の基幹を要するものとして私は民主主義のあり方として発信は自由であると考えます。

そして、財源につきましては、私も消費税におきまして賛成をいたしました。現行は5%

でございます。そして1%は地方自治体の財源でございます、あとの4%は今社会保障にのみ導入して、税と社会保障のなかで今、年間110兆円あるもの、それが25年、前回も討論いたしました、150兆近くになるというなかで、この消費税の引き上げは財源で必要であると述べました。

今回も新聞におきましては、一定の矛盾を感じるという質問でございますが、やはり新聞は民主主義社会を支える根幹として必要でございますので、その辺ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長
3番 丸本君

○3 番
なぜ新聞代だけが消費税の軽減税率適用を求めるのか。食料品や電気代や水道料金、あるいは灯油代とか、いわゆる生活に欠かせないものはほかにもあると思うんです。この辺について軽減税率を求めているのか。ここは新聞代だけになっているでしょう。この辺についてご説明お願いしたいのですけども。

○議 長
7番 岡谷君（登壇）

○7 番
お答えします。

財政当局とこの12月12日まで自民党と公明党はすすめておりますので、生活弱者に対する、今質問にありましたけども、日常生活に使われる商品について軽減税率を導入すべきであると。要するに15年秋の10%時点でこれを発することが大事であるということで、交渉してまいりましたが、今のところほかの種類につきましては、ちょうど14年12月まで内容を精査して検討するということでございますので、あとは内容につきましては、今後の動向を見ながら次の2月くらいにこの部分で意見書の提出になろうかと思っておりますが、現時点においては、一応新聞、雑誌ということで今回意見書を提出させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議 長
質疑を閉じることに異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
3番 丸本君（登壇）

○3 番
反対討論をさせていただきます。

消費税の税率アップについては、来年4月からの引き上げについては、意見書が今年9月に廣畑議員から先ほど私が申し上げたとおり可決されなかったのですけども、なぜ新聞だけに軽減税率の適用を求めるのか私は理解できません。日常生活に新聞を取られていない方も私はたくさん知っております。その点、先ほど申し上げましたように、日常生活に必要なもの、食料品、電気、この時期になったら寒いので灯油も必要です。これも求めていくべきではないのですかと。そもそも消費税に賛成した党から軽減税率を求めていくと。この法律に欠陥

があるということをお認めになられていると思うんです。それで、政治というものは議会でどこから税金を徴収して、どのように使うか、これを政策的に議決して決めるところだと思うんです。

よって、私は新聞に限ったの軽減税率は賛成いたしかねます。

以上、ご賛同よろしく申し上げます。

○議 長

賛成討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

意見書案第5号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第19 意見書案第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の提出について

○議 長

日程第19 意見書案第6号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長に案件を朗読させます。

番外 事務局長 林君

○番 外(事務局長)

意見書案第6号を朗読した。

○議 長

提案理由の説明を求めます。

8番 廣畑君(登壇)

○8 番

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

意見書の案文にもありますように、何が秘密かも知られないままこうした法律が公布され施行されていくということでございます。やはり、私たち日本国憲法に基づいた先ほどもありましたように、国民主権、基本的人権の尊重、あるいは平和主義。これは前文にも皆さんご存知のように恒久平和を求めていくということは、昭和22年5月3日の法の施行以来、私たちは享受をしてきました。今ここで皆さんに日本国憲法について縷々云々することは控えめですが、前文のなかには「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意してここに主権が国民に存することを宣言し」とか「人類普遍の原理である」ということ。それから、「憲法はかかる原理に基づくものであって、これに反する一

切の、法令及び詔勅を排除する」という宣言を前文でしておるわけでございます。

今回の秘密保護法、何が秘密かわからない。行政の長が判断をしていく。あるいは自衛隊の隊員にしても、秘密にかかわる方々にしても、いろいろ調べられるわけでありまして。かかわった人、適正評価をしてさまざまな項目で適正評価をされるわけです。犯罪とか懲戒の経歴、それから薬物の乱用及び影響、精神疾患、飲酒の節度。ほかにもありますけれども、こうしたことをそれに携わるものの周りのものまで際限なく広げていくというわけでありまして。

こういうことから言いますと、私ども戦前、1945年以前の明治憲法のもとで特高警察とかが時の政府に反対したものを犯罪者扱いして逮捕していく。あるいは予防拘禁をしていく。全然犯罪をしていないのに予防拘禁をしていく。事前に留置所に放り込むわけなんです。そうした行為をしてきたわけでありまして。こうしたことにこの法律がどンドンどンドン、改悪。自由だとか人権とか、そうしたことが取締りの対象になっていくということが、戦前のそうしたことを想起するわけでありまして。例えば、最初は共産党とか社会主義者などの逮捕にはじまって宗教家なども逮捕されました。ご存じのように創価教育学会の初代会長なども治安維持法で逮捕されて獄死をされております。それから哲学者の三木清、彼もそうでありまして。時の政府にもものを言うものを逮捕していく。そうしたことを危惧していくわけでありまして。

それから、現行法の国家公務員法、自衛隊法があります。このもとでもいろいろなことについて秘密を保護していくということが出来るわけでありまして。情報保全の在り方に関する有識者会議というなかで、守秘義務は国家公務員法100条にあります。それから、自衛隊法は59条に秘密を守る義務。「隊員は職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を離れたあとも同様とする」と、こうしたこともあります。きちんと自衛隊法や国家公務員法で求められている守秘義務を適正に厳しく守秘することによって、こうした秘密を保護するという事は可能であると思っております。

最後に、こうしたことは国会議員がもちろん提案するわけでございますが、まず現行憲法を順守していく。憲法順守義務は99条にあるわけでありまして。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」。まずこの憲法を擁護していくということをまずもって腹に置いて、そして、国民を規制していく法律を作っていく。この憲法はこうした公務員であるとか、国会議員等々に課せられた法律であると思っております。この99条違反ではなかろうかと思われまして。

だから、こうしたことで私はこの提案をするわけでありまして。

○議 長

本案に対する質疑を行います。

2番 楠本君

○2 番

提案者の廣畑議員に質問をいたします。

廣畑議員も70時間という短い時間で可決されたという強引な国会運営に対して、私も重要な法律であるという点については残念であると思っておりますけれども、以下何点か意見書案の中身について質問をいたします。

1つは恒久平和。国民は願うところであります。廣畑議員の言うとおりであります。しかしながら、中国の防空識別圏の設定の動きもあり、米国をはじめ各国の重要な情報を入手して国防に対する考えをもっていくのは一番大事ではないかと思っております。そうしたなかで、国防に対

する考え方についてお聞きします。

2点目は、日本の情報が漏れやすいと指摘されておりますけれども、防衛、外交、スパイ活動防止、テロ防止に対する機密保全に対する考え方はどう持たれているんですか。

3点目、廣畑議員も言われましたけれども、戦前の思想犯、いわゆる治安維持法。戦後の民主主義との間において、提案者の提案に対して、今の民主主義社会においてギャップはありませんか。

4点目は、いわゆる第三者機関。政府、安倍首相も強引なところもありますけれども、第三者機関を設置して、保全監視委員会で必要な国家戦略を情報漏えいのリスクにも個人情報保護法との関係で精査する機関をきちんとつくっていくと。これではだめなんですか。

5点目、公布後1年以内に施行されます。新聞の論調でも疑念を招かないように運用すべきであると各社報じております。この意見書案はやはりその公布後に向けて議論していく上においては、この意見書案は拙速ではないのかなと。

この5点についてのお考えをお伺いいたします。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

数多くの質問をいただきましたけれども、私の理解と皆さん方の理解は齟齬があるのかなと思います。精一杯自分が思っていることをお答えさせていただきますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。もちろん、それが普通のことであればいいのですけれども。

まず第1、国防ということに関してのご質問でした。対中国の問題。防空識別圏の問題がありますけれども、私どもの共産党も中国あかんど、そんなことするなよと抗議をしているところでもあります。それはご存知かと思ひます。しかし、防空識別圏、自分の国がそれぞれ、韓国も引き直したということです。やはり日本海、いわゆる北東アジアというんですか、日本、中国、朝鮮半島、ロシアの北東アジアの平和の守っていくというか、戦争を起こさない。68年前、第二次世界大戦が終わった。例えば日中戦争とか、そうした戦争を起こさないということについて、もっと協議をしていくべきだと私は思ひます。それから、よく参考にされるのが、ASEANです。この間もASEANとの協議がありましたけれども、中国は南シナ海などにどんどん進出をしていく。やはり市場の経済が中国もだんだん発達をして、いろんな問題が起こって、お金もあるし、それで海へということになってきてあるんだなと思うんですけれども、こうした平和を構築していく。紛争はあっても戦争にしないということが大事であるのではないかなと思ひます。そういうなかで、先ほども言ひましたけれども、今の自衛隊法のなかで領土の問題もあります。ご存じのように尖閣諸島の問題、竹島の問題、いわゆる北方領土、千島列島の問題。それぞれ別々に歴史的経過があります。そこで実効支配、竹島は韓国が支配をしているわけです。日本は尖閣諸島を支配しておるわけですね。そうした現状をやはり見ながら、自分の国のことを主張していくということが大事ですし、こと国防、防衛の問題であれば、自衛隊法のもとで専守防衛をしていく。戦後68年間、自衛隊ができて68年にもならんのですけれども、サンフランシスコ条約のあと自衛隊ができて、前の自民党政権、政府は自衛隊は専守防衛ですよということで、よそへ出ていかんねということできているわけです。そういう専守防衛を建前にもし侵略があれば、そういうことで対応していくということが必要ではないかな、今もできるのではないかなと、してくださいよ

ということであります。ちょっと話が長くなりました。

それから、機密保全についてはどうかということですが、日本の情報が守れるという議論もいろいろありますけれども、やはりどこから漏れていくのかということもあると思いますし、その辺は自衛隊にもいわゆる保全隊もありますし、その保全隊が市民を監視するような活動をしております。市民を撮影したりすることもあります。自衛隊法、国家公務員法などに基づいてきちんと執行していくことが必要ではないかなと思います。

それから、戦前とのギャップにつきましては、確かに隔たりが、昔に戻るのかと言うと、そんなことないということもありますけれども、しかし本当に民主主義というのが徹底されていますか。憲法に書かれている基本的人権とか、そういった日本の民主主義というのは徹底されているのかなと思います。不断の努力をせえと憲法の前文には書いてありますけれども、本当にそういうことを我々みんながせなあかんのとちがうかなと思います。的を射ているかどうかわかりませんが、私はこのことについて、だから、反対していかんなんと思います。

それから、第三者機関については、これも内閣に2回ほどつくって、またつくるんやという答弁を安倍首相はされていましたが、そういうことでなしに、本当にそれではお手盛りになると。やはりこれは保障されんのちがうかなと思います。

あと、施行まであと1年ほどある間に議論せえよと。いいものつくったらいいやらということでございますけれども、やはりこの法律に関しては廃止しかないというふうに。ちょっとでも許したら戦前に戻っていく。例えば、今までの自衛隊が専守防衛ということにきちんと時の官房長官であったり、自民党の今までの方が新聞、マスコミにも出られていますけれども、そのことがやっぱり大事であって、例えばイラクに行ったり、アフガンを支援したりということはすべきではなかったのかなと。イラクにしても大量破壊兵器は嘘だったし、アメリカのトンキン湾事件なんかも嘘の情報だったり、そういうこともありますので、ここは慎重に専守防衛で自衛隊は日本を防衛していくというふうに思いますので、いくら1年のなかで説明をしても、足かせを決めていったとしてもやはり抜け道がくるのとちがうかなと思いますので、今の国家公務員法、あるいは自衛隊法で十分頑張ってもらいたいということであります。

○議 長

2番 楠本君

○2 番

やはり国防の違いについては、廣畑議員と私の考え方と若干違います。先ほどASEANの問題も言われましたけれども、中国に対する脅威というのは、もちろん北朝鮮もそうですけれども、ASEANのなかでもかなり議論をして、中国は大変ブーイングを受けたところでもありますし、これ以上この部分については国会でやってもらうべき問題であると思いますので、この点について、1点だけ。国防の意義というのは今の自衛隊法のなかで責められてきたらどうするんやという部分。我々国民を守って行けるのかと言う部分についてのきちんとした考え方だけを聞いて、私の質問を終わります。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

国防の問題はなかなか難しいと思いますけれども、やはり悪いものは悪いということで、まず通告をして、話をしていくということが必要ちがうのかと。それで、何年か前に強引にぶち当たりの漁船もありましたし、そういう点についても海上保安庁は頑張っていますけれども、領海、領空ではやはりホットラインなどを開設するとかで、戦争にならないように。そういう紛争はいろいろ、例えば、ASEANなどでもあるんですけども、戦争状態にならない、人殺しをしないということが大前提になると思いますので、やはり話し合いを通じてこの自衛隊の今の戦力でもって専守防衛をしていくことが必要ちがうかと思えます。

○議 長

7番 岡谷君

○7 番

この意見書を拝見しますと、大変厳しい否定的、推論的な意見書であるかなと。私はこの町議会で審議をするような内容ではないように思うんです。国政においてもまだ議論をする部分が残されていると思うんです。それで、この審議時間がいくらあっても法案の修正に含む幅広い合意形成がなされない、この意見書を見て私は感じるんです。

それで、特定秘密保護法は6日に成立をいたしました。これに至りまして、法案作成段階から有識者などからヒアリングを重ねて修正を要求し、政府与党間で知る権利、報道の自由、表現の自由、一定の修正をして、進んでまいりました。それで、与党と日本維新の会、みんなの党が修正で合意したように、大方の人がこの法律の必要性を見ております。

この文面のなかに、「国民世論を真っ向から踏みにじり、暴挙に暴挙を重ねる」という文があります。私は逆に大変暴論ではないかと感じます。そしてまた、「特定秘密保護法は蹂躪する違憲立法である」。やはり戦前のことも踏まえて、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本理念ができてきているんです。それを踏まえて言いますと、この表現は大変難しい、厳しい表現だなと思えます。それで、このなかにも審議時間が衆参合わせて70時間という表現でありますけれども、これはマスコミ等が騒ぐほど拙速したものでなかったと私は思います。社民党にしましてもこの保護法を認めておりますし、この協議のなかで他の野党も掘り下げた質問ができていないと私は思うんです。そのなかでやはりこの参議院で30時間、衆議院で40時間、70時間というのは短いのかどうかということは疑問視するところでございます。

それで、もう1点はやはり報道の自由、表現の自由、知る権利について、この法案に盛り込んでいますので、そういう部分で今後論議をされていくと思えます。答弁は要りません。そういう形で進んでまいっておりますので、やはり今後も協議を進めながら、この日本国を守るという立場で協議をしていったらなと思えます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

7番 岡谷君(登壇)

○7 番

同法の撤廃を求める意見書に対しまして反対意見を述べます。

先ほども延べましたが、秘密保護法は13日に公布され、1年以内に施行されるという段階で協議を進めているところでございます。提案者もこのことについては感じると思うんですけども、日本を取り巻く安全保障環境が厳しくなるなかで、大量破壊兵器や国際テロリズムなどに対処する重要情報を入手することが喫緊の課題であると思います。

我が国の行政機関の情報保護能力は西洋先進国と比べて遅れており、外国政府や国際機関から情報提供を受けるまでの信頼が築けておりません。北朝鮮による拉致問題でも外交カードになり得た重要情報が先に報道された問題が指摘されております。また、今年初めに起きたアルジェリアの事件では実際に人命がかかわって情報を外国と共有する必要があったが、情報をきちんと保全する制度がなかったことが私は悔やまれてなりません。

現在、国家公務員法や自衛隊法などにも秘密を漏えいした公務員等を処罰する規定はあります。先ほど提案者からもありましたけれども、量刑が軽すぎたり、情報の対象が限定されており、我が国の安全保障に関する重要な情報の漏えいを防ぐ法整備は万全でないと思います。

今回の臨時国会も含めまして、やはり特定秘密保護法に関していろいろな意見が出ました。報道等もなされました。国民の関心が高まり多様な意見、懸念を表明する声も大きいことは存じております。そうした意味で今後の運用をコントロールしていく立法府の役目がますます重要であると思います。この1年をかけてしっかりと国政のなかで協議をしていただいて、日本国を守っていただく法案として進めていただきたいということで、この撤廃を求めるものに対しては反対の意見を述べます。

○議 長

賛成討論ございますか。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

この件につきましては、先の一般質問で自分の見解を述べさせていただきました。そうしたこともございますので、今の意見書について私の意見、黙認するということにはいかないので、あえて賛成の意見を申し上げます。

もちろん、先ほど岡谷議員がご指摘されたように、この意見書には厳しいものがございます。本当に日本共産党独特の厳しい表現がございます。それは私も気にいたしておりますが、総論的に私はこの意見書については賛成をいたしたい。

今回の秘密保護法は前にも申し上げましたように、戦前の治安維持法のような国民の主権を否定し、思想弾圧の手段として乱用された国家権力を鼓舞する悪法にならないか。半生を新聞記者として温かい人間性と、そして社会正義を己の信条といたしまして、人々に真実を訴えてきた私といたしましては、多くの国民の皆様と共にこの秘密保護法の強行な採決には一抹の不安を覚えるわけです。

先ほど双方の議員がおっしゃられましたように、我が国には日本の国を防衛する、第三国から防衛する戦略的な秘密の漏えいを防ぐ法律はすでに定められているわけです。そうしたなかで今になって新法の強行採決には率直に疑問を感じます。都合の悪いことはすべて秘密にして法律があるからと秘密にして国民に言論や知る権利が戦前のように厳しく束縛されるのではないかと。先の新聞購読料に関する意見書でも民主主義やマスコミの重大性を指摘されておられました。その真実、言論の自由を束縛されるのではないかと。私はそのように思うわ

けです。自民党を支持している私といたしまして、やはり言論の自由、真実を報道するということは民主国家の前提でありますので、私は守っていきたい。今一度国は正義をもって国民の理解を得られる公正で適正な手続きを経て、はじめて国民に信を問うべきだと思いますので、今回の突然の秘密、秘密、なんでも秘密。秘密警察、秘密会議、秘密議会。その秘密という言葉が国民に刺激を与えております。不安感を与えておりますので、そういう法律の名称を変えるなどいろんな方法のなかでもう一度国民に信を問うていただきたい。

そうした意味で、私は今回の意見書には民主主義を守るために賛成をいたします。

○議長

10番 玉置君（登壇）

○10番

お疲れのところすいませんけれども、この特定秘密保護法案のことが新聞に載るたびに私2点思い出すことがありますので、どうかご容赦を願います。

まず1点目、私が32年前にイタリアに旅行したときに、飛行場に降り立って写真を撮ろうとしたときに、民間の空港ですよ、民間の飛行機が降りてくるところ。なにも秘密にすることはないだろうと思ったんですが、警備員の方がライフルを持ってお二人来ました。何と怖いなと思ったことがあります。後で考えれば民間の空港ですから、目視で覚えて帰ったらなんぼでもスパイできるという状況にあるにもかかわらず、それくらいの警備体制でした。

もう1点は、20年くらい前だったと思うんですが田辺に山名製作所という会社がございまして、非常に世界的に有名な、そして先進技術をもった優秀な会社でありました。それが県の要請だったと思うんですけども、中国人の方を2名雇いまして、2年数か月勤めていただきました。そして、その方が中国に帰られた後、現地でこの製作所が作るまったく同じものを2分の1の価格で作って売り出しました。私は製作所の社長を非常に尊敬していました。それから見ているうちに会社を閉じました。産業スパイを雇っていたようなものです。それで、私はいまだに無念なんです。本当になぜあの秘密の部分を守れなかったか。自分の会社の重大な秘密をいともたやすく持って帰られたということに対して、私は本当に無念だったんです。今でも思い出します。

だから、秘密というものの価値、これを今この法案は問うているんだと思うんです。秘密の価値です。今正木司良議員がおっしゃられた都合の悪いことを秘密と。私はそうではないと思うんです。秘密には価値があるんです。価値があるから秘密にするんです。日本国はスパイ天国と言われてはいますけれども、秘密を守る方法が、法案が抜け道があるからこそ、この法案が提出されたと見ているんです。国のどれだけの秘密が海外に漏れて、日本がどれだけ損失しているかということは私どもはわかりませんが、相当の価値のものが流出していると考えられます。そのなかでぜひ金庫の外に金庫を置いて、なにもスパイ防止法みたいな拡大解釈することはないんです。日本の価値を守る。日本の価値を守るということは国民の価値を守ることなんです。

ですから、そういう意味から言って、もっとしっかり日本の利益を守るための新しい法案づくりによって、それが促進されると私は考えておりますので、この法案が成立することに賛成をし、この意見書に反対をさせていただきます。

○議長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

意見書案第6号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議 長

起立少数であります。

従って意見書案第6号は否決されました。

(14) 日程第20 発議第5号 議員派遣について

○議 長

日程第20 発議第5号 議員派遣についてを議題といたします。

白浜町議会会議規則第128条の規定による議員派遣について、お手元に配付のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議員派遣についてはお手元に配付のとおり決定いたしました。

(15) 日程第21 発委第15号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務観光常任委員会・建設農林常任委員会・文教厚生常任委員会・議会広報特別委員会)

日程第22 発委第16号 閉会中の継続審査申出書 (建設農林常任委員会)

○議 長

日程第21 発委第15号 閉会中の継続調査申出書、日程第22 発委第16号 閉会中の継続審査申出書を一括議題とします

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査または審査を継続することに決定しました。

これをもって、平成25年第4回定例会に付議された事件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。

12月4日に本定例会を招集させていただき、本日まで議員各位には提案いたしました案

件をはじめ、防災対策、観光振興施策、福祉施策、教育行政等、町政全般にわたり、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきまして、議員各位から賜りました貴重なご意見、ご提言を行政運営に生かしながら各種施策のなご一層の進捗を図って参りたいと存じます。

また、突然の悲報ではありましたが、小幡副町長のご逝去に対しまして、改めて安らかなるご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

今後とも、議員各位のご指導、ご鞭撻をいただきながら、町政の伸展に、職員と共に一丸となって全力を尽くす覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

本年も残すところわずかですが、議員各位のご健勝とご多幸を祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。お諮りします。

本日をもって白浜町議会 平成 2 5 年第 4 回定例会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会平成 2 5 年第 4 回定例会はこれをもって閉会いたします。

たいへん、ご苦労さまでした。

議長 南 勝 弥は、 1 4 時 5 8 分 閉会を宣した。

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員